

第3回総合計画審議会委員意見の総合計画への関連記載

該当項目		委員意見		対応
総説	町の主要課題	1	「民俗歴史」という表現について、一般に「歴史民俗」と使われるが、あえて「民俗」を前にもってきた理由はあるのか。	特に理由はなく、一般的に使われている「 <u>歴史民俗</u> 」と修正する。
基本構想	基本方針1～5の 目指すべき姿	2	基本方針1から5の「目指すべき姿」について、文中で二重カギカッコ『』が使われているが、特に理由がなければ一般的なカギカッコ「」に修正した方がよい。	一般的な表現であるカギカッコに修正する。
		3	基本方針4の目指すべき方向性「感性豊かな人材を育成します」「個性豊かな文化芸術を創造します」については、例えば「感性豊かな人材の育成を支えます」「個性豊かな文化芸術の創造を支援します」と表現する方が適当ではないか。	「人材の育成を支えます」「創造を支援します」と修正する。
	主要プロジェクト	リニモテラス構想	4	行政の施設を持ってくるという考えはないのか。住民サービスコーナーだけだと、N-ピア程度を想像してしまい、魅力に欠ける。高齢者が利用できる施設など、具体的に記載して欲しい。
		5	ボランティア情報や、各種施策・イベント情報も提供させるようになると、大学生にとってよい。	「 <u>イベントインフォメーション機能</u> 」について記述を追加する。ボランティア情報等については、まちづくりセンターの機能や本構想の進捗に合わせて協議していく。
	木望の森構想	6	対象を親子に限定しなくてもいいのではないか。	「 <u>多くの住民</u> 」を対象とした記述に修正する。

分野別計画・全体	目次・項目	7	基本構想における各基本方針のテーマは非常にわかりやすいが、分野別計画の各項目のタイトルは堅苦しい。各項目の「目指すべき姿」からキーワードを抜粋するなど、項目のタイトルを再考してはどうか。	<p>従来の各項目を基本構想の基本方針を実現する「<u>基本施策</u>」とし、<u>各項目の「目指すべき姿」からキーワードを抽出してタイトル付けをする。</u></p> <p>また、分野別計画の各項目のレイアウトを以下のとおりとする。 <u>「基本施策名」「目指すべき姿」「現状と課題」「現況データ（データはそれぞれの分量に合わせて配置をする）」「施策の進め方」「関連する町の計画」</u></p> <p>これにしたがい、総説の「1はじめに」の「計画の構成と計画期間」の分野別計画の説明文についても以下のとおり修正する。 <u>「「分野別計画」は、基本構想で掲げた将来像や基本方針を実現するために、各部門における施策の方針や目標、具体的な進め方を示しています。」</u></p>
基本方針1	公園緑地（1-4）	8	歩道に芝生を敷いたり下水処理場に緑を増やすなど、公共施設の緑化を積極的に進めてほしい。	施策の進め方「（2）緑化の推進」の中で「公共施設などの緑化」と表記しており、下水処理場のみならず、様々な公共施設で推進する方策であると考えている。
		9	青少年健全育成とも関連するが、小中学生が思いきりボール遊びができる公園整備を望む。	施策の進め方「（1）公園緑地の整備」の中で「公園施設については、子どもから高齢者まで楽しめる施設整備を図ります。」の中にご指摘の視点も含まれているものと考えている。
	自然環境保全（1-5）	10	万博理念の継承を基本方針1にしている割には記述が薄い。もっと内容の書き込みをするべき。	<p>項目全体を以下のとおり修正する。 「現状と課題」を以下のとおり修正する。 「本町は、町の東部に丘陵が広がり、この地を水源とする香流川が町の中央を流れています。<u>この東部丘陵や河川周辺では人手によって管理された山林や農地など里山としての景観が残り、植物や鳥、魚や昆虫など様々な生物が生育・生息し、多様な生態系を形成しています。</u>しかし最近では、丘陵地の山林は管理されていない状態が見られ、竹林が広がり隣接する畑を侵食しています。また、土砂や粘土などの採取のため、丘陵地の<u>樹木</u>が伐採され、自然環境に深刻な影響を与えています。さらに、外来生物の移入により生態系への影響も問題となっています。 <u>これに対し、本町では「長久手町みどりの条例」に基づき緑地の保全に努めるとともに、「長久手町環境基本計画」により身近な自然を守り育てるために様々な施策を推進してきました。また、平成18年には田園バレー事業の一環として長久手町平成こども塾「丸太の家」を整備して、子どもたちを中心に様々な自然体験プログラムを実践してきました。今後は、こうした身近な自然環境を保全するために、動植物の実態を把握した上で、保全に向けた仕組みづくりや活動の場や機会の拡充が求められています。」</u></p> <p>現況データとして、「<u>香流川上流域の淡水魚と水生生物及び湿地周辺の動植物</u>」を掲載する。</p> <p>「施策の進め方」を以下のとおり修正・追加する。</p>

			<p>「(2) 自然環境の保全」を(1)とし、1つ目の項目に以下の記述を追加する。 <u>「・自然環境調査を行い、動植物の生態系を把握し、貴重な自然環境について保全計画を作成し、計画に基づく保全活動を推進します。」</u> 4つ目の項目を以下のとおり修正する。 「・駆除が必要な特定外来生物について様々な機械で啓発するとともに、<u>在来生物の保護等生物多様性の保全(※)に努めます。」</u> 5つ目の項目に以下の文章を追加する。 <u>「・里山や河川・池沼など自然環境保全に取り組む住民団体やボランティア団体等に対して活動に関する情報提供や交流機会の提供などの支援を行います。」</u> <u>※生物多様性の保全：多くの種類の生き物がいて、それらがつながって生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。</u></p> <p>「施策の進め方」に「<u>(2) 自然とのふれあいの推進</u>」を追加し、以下の文章を記述する。 <u>「・農地は住民にとって身近な自然が感じられる場でもあることから、遊休農地において景観形成作物(※)の栽培を推進するなど、緑地景観としての保全を図ります。」</u> <u>「・平成こども塾「丸太の家」を拠点に、学校と連携した自然体験学習を推進するとともに、身近な自然における生態系の観察や遊びなど、子どもが自然にふれあう場と機会を拡充することにより、自然体験活動を通じて生命を育てることの大切さや地域への愛着の心を育みます。」</u> <u>※景観形成作物：収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のこと。</u></p> <p>「(1) 自然環境保全思想の普及」を(3)とし、3つ目の項目として、以下の文章を追加する。 <u>「・本町に生育・生息する動植物の情報提供を行うとともに、里山の重要性や自然環境保全思想に関する環境学習会を開催し、動植物の保護意識の啓発に努めます。」</u></p>
河川 (1-6)	11	基本構想案では親水空間について記載があるのに、分野別では記載されていない。柱の中に、親水空間という言葉を使って書き込んだ方がよい。	<p>「(1) 香流川の緑のネットワーク拠点づくり」の1項目目の記述に以下のとおり文章を追加する。 <u>「・香流川を緑のネットワークの骨格的軸や健康づくりの場として、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路として整備を図ります。また、地域住民や町を訪れる人が水辺にふれあう場として、生態系に配慮した親水空間を創出します。」</u></p>

基本方針2	市街地整備 (2-1)	12	掲載されている図中、「長湫西部」は「長湫中部」の誤りではないか。	指摘どおり修正する。
	住宅・宅地 (2-2)	13	<p>①課題と現状で「高齢者が円滑に施設等を利用できるよう事業者に働きかける」とあるが、個人所有である住宅や宅地について、事業者への働きかけがどの程度有効なのか疑問である。</p> <p>②課題と現状で「地域特性を生かした住宅開発」とあるが、長久手の地域特性は何か。</p> <p>③「こんなまちづくりを目指します」の中にある、「誘導的で計画的な優良宅地」とあるが、わかりにくい。</p>	<p>①事業者は、公共・公益施設（店舗等含む）並びに50戸以上または2,000㎡以上の集合住宅を新築する場合、県条例に適合するための整備計画を提出する義務があり、これは町を経由する。町では、県に該当する建築物は「美しいまちづくり条例」にも該当する可能性があるため、間接的な助言をすることができ、県では、条例に基づき適合・不適合審査を行い、その結果を事業者に通知している。</p> <p>したがって、単に「建築物の新築時や改築時における働きかけ」ではないため、「現状と課題」の7行目を「<u>大規模な集合住宅や店舗等の新築や改築時には～</u>」と修正する。</p> <p>②長久手古戦場駅周辺はにぎわいの拠点としての整備を考えており、芸大通り駅周辺は流通機能としての拠点や既存市街地とのバランスに配慮した住宅供給の検討が必要と考える。さらに、公園西駅周辺は農地や東部丘陵などの自然に配慮しながら、モリコロパークのサイドタウンにふさわしい住宅供給を図る必要があるなど、それぞれの地区の実情に適合した住宅地開発が求められる。</p> <p>「現状と課題」の語尾を以下のとおり修正する。 「～<u>地区の実情に合わせた</u>住宅地開発の検討が必要です。」</p> <p>③「誘導的で計画的な優良住宅の供給により～」を「<u>それぞれの地区の性格や住宅ニーズを踏まえて計画的に優良住宅を誘導することにより～</u>」と修正する。</p>
	上水道 (2-4)	14	町が恩恵を受けている木曾川水系源流部の自治体への支援の記述があってもよい。	<p>「（1）上水道の安定確保」に次の施策を追加する。 「<u>・長野県南木曾町を中心とする木曾川上流地域との様々な交流の中で、林業体験等の森林保全活動に参加するなど、水源涵養（※）や自然の大切さを学ぶ取り組みを推進します。</u>」 <u>※水源涵養：森林の機能として、森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。同じ意味として「緑のダム」とも言う。</u></p>

都市景観 (2-8)	15	良好な景観形成に向けたまちづくりの方向性に関する記述が必要であり、この視点での実現の柱が欲しい。	<p>実現の柱「(4) 景観ポイントの利用」を「<u>(2) 長久手らしい景観の創出</u>」とし、柱の中身の1番目に次の施策を追加する。</p> <p><u>「・町東部においては「さとの風景区域」として、森林や農地など人の営みによって形成されてきた里山風景を保全することにより、住む人や訪れる人に安らぎをもたらす景観づくりに努めます。市街地においては、「まちの景観区域」として大都市近郊にあっても緑があふれ、広々とした空を望むことができる景観を形成します。また、長久手古戦場駅周辺では、まちの新たな顔にふさわしいシンボリックな景観の創出を図ります。」</u></p> <p>実現の柱「屋外広告物の適正化」を「<u>(3)</u>」、「住民意識の高揚」を「<u>(4)</u>」とする。</p>
	16	「都市景観」について、田園バレーの延長として、景観農業振興の研究をして頂けたらと思う。	今後、「景観」「農業」双方の視点から研究を進めていく。なお、「自然環境保全」において景観形成作物栽培の推進について記述を追加する(1-5「自然環境保全」P41参照)。
観光交流 (2-10)	17	観光が住民にどのようなメリットをもたらすのか、記述が欲しい。	<p>「現状と課題」の3段目を以下のとおり修正する。</p> <p>「しかしながら、名古屋市と三河山間部を結ぶ～そのほとんどが通過交通です。」を削除する。</p> <p>「<u>しかしながら、住民意識調査では～</u>」と修正する。</p> <p>最後の文章を以下のとおり修正する。「<u>今後は、平成19年に策定した観光交流基本計画の基本理念に基づき、住民が様々な交流を通じて快適に楽しく暮らし、自ら住む地域に誇りを持ち、住民にとっても来訪者にとっても居こごちのよいまちとしていくことが必要です。そのためには、観光施設や商工団体、住民団体等との連携を強化して、～</u>」</p>
	18	本町では「環境」が観光のツールとなりうる。今年4月にエコツーリズム推進法ができ、観光と環境とまちづくりを一緒に進めるという方向性が長久手に合っていると思う。	<p>「(3) 体験学習の推進」の1つ目の項目の後段「また、愛・地球博開催地にふさわしい、環境にやさしいリノモを利用したエコ体験プランを計画します。」を削除し、「(2) 魅力の発信」に次の記述を追加する。</p> <p><u>「・本町の観光資源を最大限活用し体験型・交流型を重視する現在の観光ニーズに対応するため、平成こども塾・モリコロパークを中心とした様々なフィールドワークや生態系観察、土にふれあう農作業体験やリノモの乗車体験等、町の環境資産を観光に活用したエコツーリズムを推進します。また、小牧・長久手の戦いの関連史跡を巡る歴史観光、新交通システムとしてのリノモやトヨタ博物館等との連携による産業観光、様々なウォーキングコースやござらっせ、あぐりん村など健康増進や食をテーマとしたヘルスツーリズム等、住民や関係団体・施設と協力しながら新たな観光要素を取り入れたニューツーリズム(※)を推進し、地域全体の活性化を図ります。」</u></p> <p><u>※ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。</u></p>

基本方針3	防災 (3-1)	19	自主防災組織を支援するという事は、住んでいる人に任せるといったことではないか。全体に「援助」「図る」などの記述を見ると、町の主導的な姿勢が見受けられない。	本来あるべき防災の取り組みとは、「自助」「共助」「公助」それぞれの活動を総合的に推進することにより、災害に強いまちづくりが実現できるものと考えている。「(1) 自主防災組織の確立」や「(2) 自主防災意識の向上」は「自助」「共助」の視点により自分の身は自分で守るための支援を図り、「(3) 防災体制の強化」や「(4) 減災のための支援」については「公助」の視点により、地域全体の防犯力を高めるための取り組みを推進していく。町の役割として、これらの取り組みを総合的に支援・推進していくことが重要と考える。
	地域福祉 (3-6)	20	社会福祉協議会との連携や地域包括支援センターの設置など、町が主体的に福祉を推進するという姿勢が見えてこない。町の主体的な取り組みを記述していただきたい。	「現状と課題」でも記述しているとおおり、今後の福祉サービスは公的サービスのみでは住民が満足する地域福祉サービスの供給は困難になることが予想されることから、地域住民をはじめ様々な主体と連携することにより、地域全体で支え合う仕組みを構築することが重要と考えている。そのために行政は、こうした仕組みづくりをコーディネートする役割を担いながら、これまで町が主体的に行ってきた福祉サービスを継続、充実することが必要と考える。
	地域福祉 (3-6)	21	「地域福祉行動計画」は「地域福祉活動計画」の誤りではないか。	指摘どおり修正する。
	地域福祉 (3-6) 高齢者福祉 (3-8)	22	関連する町の計画で「長久手町第4次高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」となっているが、現在「長久手町第5次高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」を策定しているのではないか。	指摘どおり修正する。
	子育て支援 (3-9)	23	グラフの「就学前児童数」は、幼稚園や保育所に入所している子どもを含んだ数であるため、表記を修正する。	就学前児童数をグラフから削除する。
	子育て支援 (3-9)	24	虐待問題や障害の早期発見など、難しい問題を解決するためには、多分野・諸機能をつなぐコーディネーター的な人材の配置が必要ではないか。	「(2) 子育て支援の充実」の2つ目の項目を以下のとおりに修正する。 「・児童虐待の未然防止や早期発見などのため、関係者のネットワークを一層推進するとともに、 <u>子育て相談員や要保護児童対策相談員などの専任相談員を配置し、地域全体で健全な子育てを実現するためのコーディネート機能の充実を図ります。</u> 」

	消防・救急 (3-10)	25	すぐにでも地震が発生するかもしれないのに、具体的な検討ができていない。小学校は常に鍵がかかっているのに、地震が起きた場合に直ちに避難場所である小学校へ入れるのか。住民と相談をしながら良い方向を検討していただきたい。	地震などの災害が発生した場合、避難所の開設にあたっては、まず避難所自体の安全を確認した後、それぞれの避難所に指定されている施設等の長が開設することとなっている。また、避難にあたっては、災害は自宅外の方が危険箇所が多く存在することが予想されるので、テレビやラジオ、広報車、今後整備する防災行政無線等により避難情報を確認し、町職員や警察官、町消防団の誘導に従って最寄りの避難所に避難することとなっている。
基本方針5	文化・芸術 (4-4)	26	今年のアートフェスティバルや灯りまつりについては、住民参加があまり行われず行政だけで進めてしまい、昨年の課題が解消されなかった。	これらの新たなイベントは手探りの状態である。指摘を受け、今後の課題として関係部署に伝える。
	地域協働 (5-1)	27	町のホームページで住民の活動を紹介するページがない。住民が活動しやすく参加しやすいように、興味を持てるような情報発信の方法を検討していただきたい。	「(2) 住民活動がしやすい環境づくり」の1つ目の項目の後段を以下のとおり修正する。 「・まちづくり情報発信・交流拠点として、住民活動情報の収集を行います。また、まちづくり団体等と協力しながら、町ホームページなどを活用して住民によるまちづくり活動の情報が検索できるシステムを構築するなど、住民が活動しやすく、参加しやすい情報の発信に努めます。また、住民活動団体の交流会・フォーラム(活動発表会)などを定期的実施します。」
	広報・広聴 (5-4)	28	広報の方法の一つとして、リコモ駅、銀行、TM、郵便局、スーパー等に電光掲示板を設けて、町の施策やイベント情報を発信するなど「視界に入るPR方法」を検討した方がよい。	住民にとって必要な情報を収集・整理し、広報媒体を増やすなど、多角的に周知方法を研究しながら効果的な広報システムを構築することが必要と考えており、その一環として視界に入るPR方法についても検討していく。
		29	本町には住民が生涯学習講座を開催できる公共施設が少ない。インターネットでどここの施設が空いているかをすぐに検索できるシステムができると良い。	「(3) インターネットの活用」において、公共施設の利用予約について充実を図ると記述しており、各施設の情報を集約して住民の利便性を高める工夫に努めていく。
	人事管理 (5-6)	30	人事評価制度の記述が難しいので、もっと平易な表現として欲しい。	「(1) 公平で透明性のある人事評価制度の施行」を以下のとおり修正する。 1つ目の項目を以下のとおりとする。 「・人材育成に重点を置いた新たな人事評価制度を創設し、職員一人ひとりの能力を適正に評価することにより、職員の業務に対する意識・能力を一層向上させ、住民が期待する行動と成果を残すよう資質の向上を目指します。」 4つ目の項目を以下のとおりとする。 「・人事評価で得られた結果を給与処遇に活用し、職員の向上心を養うことにより、組織力の向上を目指します。」